

と き 令和5年2月21日

ところ 国保連合会10階A会議室

令和4年度

第3回

理事会

議事録

令和4年度第3回理事会

- 1 開催日時 令和5年2月21日(火)
開会 午後2時00分
閉会 午後3時22分
- 2 開催会場 本会10階A会議室
- 3 出席者 理事 25名(本人8名、書面出席17名)
監事 2名(本人1名、書面出席1名)

[理事]

特別区代表

山本理事(中央区長)書面出席
武井副理事長(港区長)書面出席 米森 国保年金課長補佐
松原理事(大田区長)書面出席 中野渡 国保保健事業担当係長
長谷部理事(渋谷区長)書面出席
花川理事(北区長)書面出席
坂本理事(板橋区長)書面出席 浅賀 国保年金課長
近藤理事(足立区長)書面出席 寺島 国民健康保険課長

市町村代表

石森理事(八王子市長)書面出席 横溝 保険年金課長
浜中理事(青梅市長)書面出席 丹野 保険年金課長
高野理事(府中市市長)書面出席 山田 保険年金課長
池澤理事(西東京市長)書面出席
加藤副理事長(福生市長)書面出席
山崎理事(武蔵村山市市長)書面出席 里見 保険年金課長
坂本理事(檜原村長)書面出席 三藤 村民課長
渋谷理事(小笠原市長)書面出席

国民健康保険組合代表

依田理事(全国土木建築国民健康保険組合専務理事)
安部理事(東京料理飲食国民健康保険組合理事長)書面出席 大池 専務理事
鵜飼副理事長(東京食品販売国民健康保険組合理事長)
伊東理事(東京都弁護士国民健康保険組合副理事長)書面出席
蓮沼理事(東京都医師国民健康保険組合常務理事)
渡辺理事(東京建設職能国民健康保険組合理事長)

学識経験者

佐藤理事長
桃原専務理事
水田常務理事
入澤理事(公益財団法人特別区協議会常務理事)

[監 事]

田 村 監 事 (日の出町長) 監事代理 池 田 町民課長
松 永 常勤監事

4 欠 席 者 監事 1名
酒 井 監 事 (中野区長)

5 欠 員 理事 1名 監事 1名

理事出欠表

議 決 者	2 5
欠 席 者	0
合 計 (イ)	2 5
出 席 率 (ア) / (イ)	1 0 0 %
欠 員	1

目 次

	ページ
1. 開 会	1
2. 理事長挨拶	1
3. 議事録署名人指名	2
4. 議 事	
報告事項	
1 監事の監査について	3
2 「東京都国民健康保険団体連合会事業計画及び予算に関する委 員会」の審議経過について	3
3 一般社団法人東京ほけんサポートセンターの状況について	4
議決事項	
1 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支払 特別会計歳入歳出予算補正について	5
2 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業 関係業務特別会計歳入歳出予算補正について	5
3 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定 保健指導等事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について	5
4 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業 務特別会計歳入歳出予算補正について	5
5 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会事業計画について	7
6 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会会員負担金及び各種 手数料等について	7
7 東京都国民健康保険団体連合会退職給付引当資産の一部処分に ついて	7
8 東京都国民健康保険団体連合会財政安定積立金の一部処分に ついて	7

9	東京都国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分について	7
10	東京都国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の一部処分について	7
11	東京都国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の一部処分について	7
12	東京都国民健康保険団体連合会 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について	7
13	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について	7
14	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算について	7
15	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について	7
16	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計歳入歳出予算について	7
17	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算について	7
18	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会柔道整復施術料等支払代行業務特別会計歳入歳出予算について	7
19	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について	7
20	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務特別会計歳入歳出予算について	7
21	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会措置費支出代行業務特別会計歳入歳出予算について	7
22	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会退職金特別会計歳入歳出予算について	7
23	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会一時借入金限度額について	7

24	東京都国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部を改正する 規程について	18
25	東京都国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する 規程について	18
26	東京都国民健康保険団体連合会旅費規程の一部を改正する規程 について	18
27	東京都国民健康保険団体連合会職員退職手当支給規程の一部を 改正する規程について	18
28	東京都国民健康保険団体連合会定年退職規程の一部を改正する 規程について	18
29	東京都国民健康保険団体連合会嘱託員規程の一部を改正する規 程について	18
30	東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則の 一部を改正する規則について	22
31	東京都国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の一部 を改正する規程について	22
32	東京都国民健康保険団体連合会専務理事及び常勤監事の報酬、 手当及び費用弁償についての一部改正について	24
33	東京都国民健康保険団体連合会監事の選任について	24
34	東京都国民健康保険団体連合会参与の推薦について	25
35	通常総会の招集について	26
5.	閉 会	26

開 会（午後 2 時00分～）

○事務局 お待たせいたしました。定刻でございます。ただいまから令和 4 年度第 3 回理事会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況でございます。書面による参加を含めまして、理事 25 名の御出席を得ております。したがいまして、規約第 36 条の規定による定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、豊島区長でありました高野理事におかれましては、去る 2 月 9 日に御逝去されました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

また、東京都薬剤師国民健康保険組合理事長でありました高橋監事におかれましては、去る 2 月 4 日をもって御退任されました。併せて御報告申し上げます。

本日の理事会は、新型コロナウイルス感染症対策として、事務局からの説明も含めまして今後の発言は着座にて行わせていただきますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして、佐藤理事長から御挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしく願いいたします。

理事長挨拶

○理事長 皆様方には、御多用の中、本理事会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本会の事業運営に対しまして御理解、御協力を賜っておりますこと、心から感謝申し上げます。

理事会の開催に当たりまして、本会を取り巻く情勢並びに事業計画について申し上げたいと思います。

政府は、昨年 12 月に、全世代型社会保障の基本的な考え方を公表いたしました。この中で、「子ども・子育て支援の充実、働き方に中立的な社会保障制度等の構築、医療・介護制度の改革」など、課題と取組方針が示されております。特に社会保障制度の分野では、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大など、国保の今後の在り方に大きな影響を及ぼすことが確実な内容が盛り込まれており、我々国保連合会はもとより、保険者の皆

様にとって、その影響はとても大きいものと認識しております。

一方、いわゆる骨太の方針に基づきまして、医療・介護分野でのDXを含む技術革新を通じたサービスの効率化、質の向上が進められようとしております。本会におきましても、国の急速なデジタル化に的確に対応を図るため、審査支払機能に関する改革工程表に基づき、次期国保総合システムの導入準備を進めますとともに、諸情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するために策定いたしました、第3次経営計画における目標達成に取り組んでまいります。

診療報酬等審査支払事業につきましては、全国の国保診療報酬審査委員会との審査基準の統一化を進めながら、審査の充実強化と適正な支払いに努めるとともに、令和5年4月審査から開始されます特別審査対象レセプトの基準の見直しにつきましても、適切に対応してまいります。

保険者事務共同処理事業では、オンライン資格確認等、システムを活用した電子資格確認等事務について円滑な運用が進むよう、国保中央会と連携しながら取り組んでまいります。

保健事業につきましては、保険者が策定するデータヘルス計画に基づく取組を支援、評価いたしますとともに、KDBシステム等を一層活用することにより、保険者の医療費適正化などの取組を支援してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種費用の請求支払事務は、現在、本年3月接種分までとされておりますが、厚生労働省から今後の方針が示されるものと考えておりまして、適宜対応してまいります。

このほか、各種事業につきましては、後ほど事務局から説明いたしますが、本日御審議いただきます事項は、令和5年度の事業計画と予算が主な議題でございます。何とぞ十分な御審議を賜り、提出案件の御承認を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、規約に従いまして、私が議事を進行させていただきます。皆様、御協力をよろしくお願い申し上げます。

議事録署名人指名

○理事長 はじめに、本理事会の議事録についてですが、本会規約第37条に基づき、議事

録を作成することとなっておりますので、私から議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人には、東京都医師国民健康保険組合常務理事の蓮沼剛様をお願いいたしますと存じます。よろしくお願いいたします。

議 事

○理事長 それでは、早速、議事に入ります。恐れ入りますが、お手元の議案書2-1の目次をお開き願います。

御覧のとおり、報告事項は監事の監査についてほか2件。議決事項は令和4年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正についてから、通常総会の招集についての35件の議題につきまして御審議いただくということでございます。

それでは、議案書により報告事項から議事を進めてまいります。はじめに、報告事項の1、監事の監査についてを議題といたします。

本件につきましては、去る2月3日に令和4年度前期の監事監査が行われましたので、その結果を御報告いただくものでございます。

それでは、常勤監事から御報告をお願いいたします。

○常勤監事 それでは、私から監事監査について御報告いたします。恐れ入りますが、議案書2-1の3ページを御覧ください。

令和4年度4月から9月までの前期分を中心に、令和5年2月3日に監査を行ったところ、財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理については、法令及び会計規則等に基づき、適正に執行されていることを認めましたので、御報告いたします。

以上です。

○理事長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして御承認いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項2、事業計画及び予算に関する委員会の審議経過についてを議題といたします。

本件につきましては、去る2月13日に、事業計画及び予算に関する委員会が開催され、本日提案されております事項について審議されましたので、その内容につきまして御報告

いただくものでございます。

恐れ入りますが、再び議案書2―1の目次を御覧いただきたいと存じます。具体的に審議されました事項は、本日の議決事項1、令和4年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正についてから、議決事項の23、令和5年度一時借入金限度額についてまでの23議題でございます。本日は、副委員長から御報告をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○予算委員会副委員長 去る2月13日に開催いたしました本年度第2回目の事業計画及び予算に関する委員会の審議経過につきまして御報告を申し上げます。

事務局から提案のありました案件は、令和4年度予算補正及び令和5年度事業計画予算関連でございました。各案件につきまして、本委員会で慎重に審議をいたしました結果、原案のとおり了承し、本理事会に提案することといたしました。提案のあった議案の詳細につきましては、後ほど事務局から説明がありますので、どうか御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○理事長 ありがとうございます。ただいまの御報告につきましての御質疑は、この後、関連の議決事項を審議する際に、併せてお願いしたいと存じます。

それでは、次に、報告事項3、東京ほけんサポートセンターの状況についてを議題といたします。事務局から報告いたします。

○事務局 議案書2―1、1ページをお願い申し上げます。報告事項3、一般社団法人東京ほけんサポートセンターの状況についてでございます。

東京ほけんサポートセンターについては、多様化する保険者、広域連合等、関係団体のニーズを見据え、必要とされます事務事業を効率的に実施しつつ、組織の肥大化を避ける観点から、平成20年3月に設立いたしました。保険者の皆様に設立の報告を行った際に、今後運営状況や決算については、本会の基幹会議に報告することとしております。

それでは、お手元の資料1をお願いいたします。

令和4年度の4月から9月までの前期事業報告です。項番1、法人の運営につきましては、社員総会等を開催いたしました。

次に、項番2、レセプト点検事業ですが、(1)後期高齢者医療分については、資格点検で月平均約8億5,000万円、内容点検で約8,500万円を医療機関との間で過誤調整いたしました。(2)国保分の内容点検では、月平均約4,200万円を医療機関との間で過誤調整いたし

ました。

次に、項番3、特定健診の電子化事業移行については、保険者様や都内の地区医師会などから受託し、項番4の妊婦乳児健康診査申請書に係る事業と、項番5の風しん対策受診票等に係る事業につきましても、御覧のとおりそれぞれの処理を実施いたしました。

なお、財政状況につきましては、東京ほけんサポートセンターの決算総会後の7月に報告申し上げます。

以上で説明を終わります。

○理事長 事務局の報告が終わりました。御意見、御質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

では、特にないようですので、御了承いただきたいと思います。

それでは、議決事項に移らせていただきます。

議決事項の1、令和4年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正についてから、議決事項の4、令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正についてまでの4議題は令和4年度の予算補正でございますので、一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案書2-1の5ページから31ページにかけまして、各特別会計予算補正を載せてございます。本日、これらの内容を集約いたしましたものを資料2、表題は、令和4年度本会歳入歳出予算補正の概要を配布してございます。こちらの資料の説明をもって議案書の説明にいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料2を御覧願います。

はじめに、提案の趣旨です。本会の各事業における今後のシステム機器更改に備え、減価償却引当資産へ積み立てるもので、国保、後期、健診、介護の4つの特別会計、業務勘定の予算補正となります。4つの特別会計において、今年度の執行見込みによる不用額を減額して積立額を増額する歳出の組替え補正と、国保と後期においては、今年度の手数料収入額が予算額を上回る可能性があることから、これを財源として積立額を増額を行うものであります。

中ほどの表を御覧願います。縦軸には議決事項ごとに特別会計を、横軸には予算補正額をまとめたものでございます。

上から議決事項1、診療報酬等審査支払特別会計の歳入歳出予算補正、業務勘定の歳入

です。記載の4つの科目をそれぞれ増額し、補正額は2億1,000万円となります。

歳出では、1款、総務費、1項2目、一般管理費、補正額マイナス2億円。6款、積立金、1項2目、減価償却引当資産、補正額4億1,000万円。診療報酬等審査支払特別会計の補正額合計は、一番右端の2億1,000万円でございます。

続きまして、議決事項2、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の歳入歳出予算補正です。ただいま御説明申し上げました診療報酬等審査支払特別会計と同様、手数料の増額と総務費を減額して積立予算額を増額する予算補正になります。

歳入です。1款、手数料、2項13目、感染症審査支払手数料、補正額4,000万円。歳出では、1款、総務費、1項2目、一般管理費、補正額マイナス1億2,000万円。1款、総務費、2項2目、管理費、補正額マイナス5,000万円。4款、積立金、1項2目、減価償却引当資産、補正額2億1,000万円。後期高齢者医療事業関係業務特別会計の補正額合計は、一番右端の4,000万円でございます。

続きまして、議決事項3、特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正です。総務費を減額して積立予算額を増額する歳出の予算補正でございます。

歳出です。1款、総務費、1項2目、一般管理費、補正額マイナス1,200万円。2款、積立金、1項2目、減価償却引当資産、補正額1,200万円でございます。

続きまして、議決事項4、介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正です。ただいま御説明申し上げました特定健康診査・特定保健指導の特別会計と同様、歳出の予算補正でございます。

歳出です。1款総務費、1項2目、一般管理費、補正額マイナス1,500万円。8款、積立金、1項2目、減価償却引当資産、補正額1,500万円でございます。

恐れ入ります、ここでお手元の資料3を御覧願います。これは、国の通知により、国保連合会に対して定められた財務諸表の1つ、収支補正予算書でございます。本日上程いたしました4つの特別会計の単式簿記による補正予算を複式簿記に置き換えたものでございます。

表紙をおめくりいただきますと、表の欄外、左上に会計名称を載せてございます。恐れ入ります、1ページ目の診療報酬等審査支払特別会計を御覧願います。表の左から2列目に当初予算額を、その右側、2つ飛ばして補正額（2月）として、ただいま上程しました補正予算をそれぞれ科目ごとに当てはめたものでございます。内容につきましては、先ほどと重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。後ほど御覧いただければと存

じます。

以上、議決事項1から議決事項4の歳入歳出予算補正4議題の説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項1から4までを原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項の5、令和5年度事業計画についてから、議決事項の23、令和5年度一時借入金限度額についてまでの19議題は、令和5年度の事業計画と予算関連でございますので、一括して議題に供したいと存じます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書2-1、33ページをお願い申し上げます。議決事項5、令和5年度本会事業計画についてでございます。

35ページをお願いいたします。議題5から23までは、別冊2-2のとおり定め、総会に提案いたしたい。

恐れ入ります。別冊2-2、1ページをお願いいたします。

はじめに、1、運営方針でございますが、冒頭の理事長挨拶と重複いたしますので、後ほど御確認いただき、次の2ページをお願いいたします。

2、事業計画でございます。ただいまの運営方針に基づき、以下の事業を行ってまいります。

第1、総会及び役員会の開催では、総会、監事監査を年2回、理事会、予算委員会を必要に応じて開催いたします。

第2、国保制度の改善と財政強化のための国等に対する各種活動を行ってまいります。

第3、国保事業充実強化推進運動の支援では、1の保険料(税)収納率向上対策や、2の医療費適正化に関する事業を実施いたします。

次の3ページ、第4、保険者等との連絡調整では、各種連絡協議会への参加や講習会等を開催いたします、

第5、保健事業では、1の保険者等が行う保健事業への支援から、めくっていただきま

して、4ページの6の東京都在宅保健師の会の運営までを実施いたします。

第6、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業では、1のデータ管理及び費用決済に係る事務から、次の5ページ、3の法定報告情報の作成までを実施いたします。

次の6ページをお願いいたします。第7、調査事業では、1の各種資料の作成、提供や、2の東京都国保ハンドブックを発行いたします。

第8、広報活動では、1の機関誌「東京の国保」の発行から、7の「国保実務」及び「国保新聞」の配布までの事業を実施いたします。

次の7ページをお願いいたします。第9、医療保険に関する事業。1の診療報酬等審査支払事業では、保険者、広域連合から、国保、後期高齢者医療の審査支払業務に係る業務を受託し、適正かつ迅速な事務処理を実施いたします。また、電子レセプト請求に適切に対応するため、国保中央会と連携を密にし、オンライン請求システムをはじめ、関連システムの安定的運用を図ります。

(1)審査委員会の運営では、委員会を7日間、249人の審査委員で開催いたします。また、厚生労働大臣が定める、医科38万点以上、歯科20万点以上及び肝移植等を含むレセプトの審査は、国保中央会に設置の特別審査委員会へ委託します。

なお、令和5年4月審査分より、特定機能病院等は35万点以上が対象になり、外来のレセプトについては、全ての病院が対象外になります。

この審査付議件数は、後ほどお読み取りいただきまして、次の8ページ、(2)審査の充実・強化について、アの審査・審査事務共助の充実強化では、審査結果の不合理的な差異の解消に向けた工程表に掲げられました都道府県の審査基準における重複や整合性を整理し、令和6年度中に完了予定の審査基準統一に向けた取組として、全国共通の取決め事項の取扱根拠や検討結果等の確認及び協議等を引き続き審査委員会と連携し、着実に進め、適正な審査に努めます。

この職員研修の充実では、研修会や施設視察の実施により、職員の専門的知識の向上に努めます。

(3)国保の審査支払以降、めくっていただきまして、10ページの(6)までは審査支払に関する基礎数値でございます。後ほど御覧願います。

2の療養費等審査事務では、柔道整復療養費審査委員会は24人、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会は4人の審査委員で開催してまいります。

次の11ページに記載の審査付議件数と療養費等の審査件数につきましては、後ほど御覧

願います。

同じ11ページの中段、3の保険者レセプト管理事務では、保険者様等へ電子レセプトや画像レセプトを提供してまいります。

第10、国保保険者からの事務受託です。1の共同電算処理事業から、めくっていただきまして、13ページ、10の海外療養費調査事務等までの事務を国保保険者様から受託し、実施いたします。

第11、国保保険者標準事務処理システムの運用管理では、1の国保事業費納付金等算定標準システムと、2の国保情報集約システムの運用管理業務を的確に実施してまいります。

次の14ページをお願いいたします。第12、東京都後期高齢者医療広域連合からの事務受託では、1の広域連合電算処理システムの運用、基盤管理のほか、8の不当利得負担割合相違等処理事務までを受託し、実施いたします。

第13、介護保険に関する事業でございます。1の介護給付費等審査支払事業等では、18人の審査委員により、月平均158万2,000件の審査を見込んでおります。

以降、めくっていただきまして、17ページ、4の介護保健事業の円滑な運営に資する業務までをそれぞれの記載の内容で実施してまいります。

次に、18ページをお願いいたします。第14、障害者総合支援給付等に関する事業。

次の19ページ、第15、措置費支払代行に関する事業。第16、保険者等に対する経由業務等。

次の20ページ、第17、風しん追加的対策に係る抗体検査費用等の請求支払事務。第18、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種費用請求支払事務。第19、第3次経営計画の推進。第20、ISO/IEC 27001認証の維持・継続。これらの事業等を引き続き実施してまいります。

以上、事業計画の説明を終わりますが、ここで予算説明の前に、お手元の資料4、令和5年度本会予算の概要をお願い申し上げます。

資料最下段の令和5年度の診療報酬や介護給付費等の支払勘定を含む予算規模は、約4兆1,500億円でございます。

引き続き、令和5年度の各会計予算を説明申し上げます。

○事務局 引き続き、御説明申し上げます。

議案書2-2、厚いほうの議案書でございます。31ページから41ページにかけまして、積立金の一部処分等を載せてございます。議案ごとに提案の趣旨と併せて御説明申し上げます。

ます。

それでは、31ページをお開き願います。議決事項7、本会退職給付引当資産の一部処分についてでございます。

提案の趣旨です。令和5年度の退職手当金に充てるため、本会退職給付引当資産の一部を処分するものでございます。処分金額は3億5,600万円。退職者22人分を見込んでございます。

なお、本年4月から本会職員の定年退職年齢の延長等を予定しており、年齢延長後の退職手当金を試算した額となります。昨年11月の本理事会でお示した大綱予算から変更しておりますが、詳細はこの後の議決事項22、退職金特別会計予算の中で御説明申し上げます。

続きまして、33ページをお願いいたします。議決事項8、本会財政安定積立金の一部処分についてでございます。

提案の趣旨です。後期高齢者医療の特別会計などの審査支払手数料等の軽減財源とするため、本積立金を一部処分するものでございます。処分金額の総額は1億9,800万円。内訳は記載のとおり、5つの特別会計で処分いたします。

続きまして、35ページをお願いいたします。議決事項9、本会財政調整基金積立資産の処分についてでございます。

提案の趣旨です。本会財政調整基金積立資産の管理方法である洗い替え方式として、毎年度積み直しを行うため、積立資産額を全額取り崩す必要があることから、本積立資産を処分するものでございます。処分金額の総額は12億7,150万円。内訳として記載のとおり、5つの特別会計で処分いたします。

続きまして、37ページをお願いいたします。議決事項10、本会減価償却引当資産の一部処分についてでございます。

提案の趣旨です。各事業の基幹システムである全国標準システムの更改に伴い、それを補完する外付けシステムの更改及び既存システムの改修に係る費用に充てるため、本積立資産を一部処分するものでございます。処分金額の総額は27億4,400万円。内訳として記載のとおり、5つの特別会計で処分いたします。

続きまして、39ページをお願いいたします。議決事項11、本会電算処理システム導入作業経費積立資産の一部処分についてでございます。

提案の趣旨です。ただいまの議決事項10、減価償却引当資産の一部処分と同様、各事業

の基幹システムの更改に伴い、償却資産以外の作業経費等に充てるため、本積立資産を一部処分するものでございます。処分金額の総額は23億2,280万円。内訳は記載のとおり、4つの特別会計で処分いたします。

続きまして、41ページをお願いいたします。議決事項12、本会 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分についてでございます。

提案の趣旨です。本会 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の管理方法である洗い替え方式として毎年度積み直しを行うため、積立資産額を全額取り崩す必要があることから、本積立資産を処分するものでございます。処分金額は11億20万円、国保の特別会計で処分いたします。

続きまして、議案書の43ページ以降、各会計予算案等を載せてございますが、本日、机上にこれらの内容を集約いたしましたものを資料5として配布いたしました。表題は、令和5年度予算について（案）でございます。

右上に12—1から12—12まで番号を振ってございます。こちらの資料の説明をもって議案の説明にいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料5の12—1ページを御覧願います。昨年11月の本理事会で予算編成の大綱として御説明申し上げた内容から変更となった部分や、大綱予算でお示ししていない会計もございますので、その辺りを含めて御説明申し上げます。

はじめに、令和5年度の予算編成方針として、予算編成の主なポイントにつきましては、令和6年3月に予定している本会の基幹システムである国保総合システムの次期更改の対応としてでございます。本会の導入経費として、約27億2,000万円と、国保中央会への開発負担金、約15億1,000万円を予定し、財源は次期更改に向けて積立てを行ってまいりました減価償却引当資産及び電算処理システム導入作業経費積立資産を処分し、対応いたします。

恐れ入ります。資料に記載はございませんが、現在の更改作業の状況について御報告申し上げます。

令和6年の更改に向け、国保中央会においては、システムのクラウド化や支払基金との受付領域の共同利用の実現等に取り組んでおり、本会におきましても、外付けシステムのクラウド化やシステム更改に向けた準備作業を行っております。今年度は、次期システムへの移行切替等業務の支援業者の選定を行い、スケジュールを精緻化し、現時点では大きな遅延なく進捗しております。

開発等の期間が限られておりますので、今後もスケジュールの遵守に努め、稼働後の安定稼働に向けて取り組んでまいります。

資料にお戻りいただきまして、1 職員の人件費及び定数につきましては、大綱予算から変更ございません。なお、(2)の職員定数は、職員定数適正化計画第4版に基づき、合計を404名から2名減の402名としております。

恐れ入ります。次のページ、12—2をお願いいたします。2 被保険者数及び手数料件数には、会員負担金や審査支払手数料など各単価に乗じて御負担いただく国民健康保険の被保険者数や各種事業の取扱件数を載せております。こちらも大綱予算から変更はなく、被用者保険の適用拡大等による影響などから、(1)の会員負担金の基礎数値となる国保の被保険者数では、前年度比3.63%の減。また(2)の審査支払手数料件数の国保関係では、前年度比3.72%の減を見込んでおります。

続きまして、3 積立金を処分して対応する事項です。これは先ほど議案書で御説明申し上げました議決事項7から議決事項12の各積立資産等の処分を内容ごとにまとめたものになります。先ほどの説明と重複いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきますが、表の見方としまして、縦軸に積立金、積立資産の種類と取り扱う会計を、横軸に目的等を載せてございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

恐れ入ります。次のページ、12—3をお願いいたします。予算の概要です。はじめに、1、負担金及び主な手数料では、主な項目を記載してございますが、こちらも大綱予算でお示しした内容から変更はございません。後ほど御覧いただきたいと存じます。

恐れ入ります。次のページ、12—4をお願いいたします。2 各会計の予算でございます。議決事項13、一般会計です。左側に歳入と歳出の区分を示しております。歳入の一番上、負担金は約3億400万円。被保険者数の減少により、対前年度で約1,100万円の減を見込んでございます。

上から4段目、財政安定積立金繰入金では、各特別会計の手数料軽減財源として、一般会計を通して財政安定積立金から繰り入れておりますが、令和5年度は1億9,800万円を計上し、各事業の負担軽減を図ってまいります。

1段下でございます特別会計業務勘定繰入金は、他の特別会計からKDBシステムの関連経費として1億5,600万円を繰り入れ、対前年度6,000万円の増は、主にKDBシステムの更改対応によるものです。

次に歳出です。一番上の給与費は、職員17人分の給料、職員手当として約1億2,600万

円を計上しております。以降、各特別会計の給与費につきましては、12—1 ページの中段に記載の職員定数で計上しておりますので、以降の説明は割愛させていただきます。

次に、事業費のKDB経費、対前年度約5,800万円の増は、歳入の特別会計業務勘定繰入金と同様、KDBシステムの更改対応によるものです。

合計欄から4段上の退職金特別会計操出金には、約800万円を計上しております。定年退職の年齢引上げを考慮した、この先5年間の定年退職者に要する退職金の5分の1相当額として、職員の定数按分による一般会計の負担額となります。以降、各特別会計の退職金特別会計への操出金予算額につきましても同様でございます。

一般会計の予算総額は7億9,018万7,000円。その下段に再掲として一般会計本来の規模を載せてございます。4億3,253万5,000円。前年度比1.51%の減でございます。

恐れ入ります。次のページ、12—5をお願いいたします。議決事項14、診療報酬等審査支払特別会計の業務勘定でございます。

左から2列目に、国民健康保険分と公費分の区分を示しております。歳入の国保分では、審査支払手数料に約21億7,600万円。対前年度約8,800万円の減でございます。レセプト件数等の減少により、各種手数料で減収を見込んでおります。

中段からやや下でございます都支出金の上段の都補助金につきまして、単価補助として交付されている審査支払事業に対する補助金ですが、こちらもレセプト件数の減少要素を考慮し、約10億7,400万円。対前年度約3,100万円の減を見込んでございます。

その下の財政調整基金積立資産等繰入金37億2,200万円は、洗い替え方式による積立資産からの繰入れのほか、国保総合システムの次期更改経費や国保情報集約システム機器更改費などに対する財源を積立資産から繰り入れるものでございます。

次に、公費分ですが、こちらは予算規模が大きく縮小いたします。要因としましては、公費分の上から4段目の新型コロナウイルスワクチン接種事務費について、令和5年5月請求分以降の継続実施が未定でございますので、4月請求分の1か月分の事務費を計上しているため、対前年度約16億4,000万円の減を見込んでございます。

恐れ入ります。次のページ、12—6をお願いいたします。業務勘定の歳出です。はじめに、国保分ですが、総務費の2段目、次期国保総合システム導入管理費には、国保総合システムの次期更改経費の国保負担分のうち、本会導入経費として21億6,500万円を計上しております。

1段下の標準事務処理システム管理費の対前年度約7,200万円の増は、主に国保情報集

約システムの更改に向けた準備経費の計上によるもので、その1段下のその他総務費では、業務委託費などの縮減等により、対前年度約3,400万円の減を見込んでございます。

中段、財政調整基金積立資産等積立では約12億1,700万円を計上し、財政調整基金積立資産の洗い替え対応や、今後のシステム機器更改及びシステム改修などに備えるため、計画的に積立をいたします。国保分の予算総額は115億5,732万5,000円。その2段下にございます一時的経費などを除く再々掲欄では71億9,287万円。前年度比3.37%の減でございます。

次に、公費分の歳出では、総務費のほか、積立資産への積立てや退職金特別会計繰入金など、合計で23億7,745万円を計上し、このページの一番下の枠にございます国保分と公費分を合わせた業務勘定の予算総額は139億3,477万5,000円。その2段下の再々掲欄、一時的経費などを除く予算規模では、前年度比2.83%の減でございます。

恐れ入ります。次のページ、12—7をお願いいたします。続きまして、支払勘定です。医療機関などへ診療報酬等を支払うための勘定で、②の国保と③の公費の各支払勘定では、全体的に縮小を見込んでおります。④の出産育児一時金は、現在の42万円から50万円への引上げに伴う増を見込み、⑤の抗体検査等費用は、新型コロナワクチン接種費用の1か月相当分の計上による減となります。

これらの予算総額は、上から5つ目の枠にございます、約1兆586億円で、前年度比7.61%の減でございます。

次に、議決事項15、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。業務勘定の歳入です。後期高齢者医療分は、審査支払手数料で約36億1,400万円を計上し、取扱件数が増加することにより、前年度比1.26%の増を見込んでございます。

上から3段目、広域連合事務委託金は、対前年度約13億6,000万円。率にして約46%の増を見込んでおりますが、主な広域連合電算処理システムの機器更改に向けた準備を行うための増額でございます。

その1段下にございます一般会計繰入金は、審査支払手数料の軽減財源として3,700万円を充ててまいります。

また、その下の財政調整基金積立資産等繰入金は、洗い替え方式による繰入れのほか、システム更改経費などの財源を繰り入れるものでございます。

今申し上げました一般会計繰入金及び積立資産等繰入金につきましては、各特別会計におきましても同様となりますので、以降の説明は割愛させていただきます。

歳入下段の公費分では、主に審査支払手数料を見込んでございます。

次に歳出です。後期高齢者医療分では、広域連合電算処理システムや国保総合システムの更改等に係る一時的経費、積立資産への積立てなどの経費を計上してございます。

恐れ入ります。次のページ、12－8をお願いいたします。上段には、歳出の続きとして後期高齢者医療の公費分、その1つ下の枠には、後期分と公費分を合わせた業務勘定の予算総額を載せてございます。予算総額は110億2,585万2,000円、その2段下に、再々掲として一時的経費を除く予算規模は、前年度比で0.78%の増でございます。

次の支払勘定につきましては、②の後期分と③の公費分を合わせた後期高齢者医療支払勘定予算総額で、前年度比6.45%の増でございます。

続きまして、議決事項16、特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計の業務勘定でございます。歳入国保分では、主に特定健康診査・特定保健指導負担金に約3億円。主に被保険者数の減少による影響から、前年度比2.32%の減を見込んでございます。

恐れ入ります。次のページ、12－9をお願いいたします。引き続き、特定健診等特別会計業務勘定の歳入です。後期高齢者医療分では、健康診査等手数料及び広域連合委託金が主な歳入財源でございます。

次に、歳出です。国保分は、給与費をはじめとした総務費や積立資産への積立て、中央会負担金など記載の額を計上し、後期高齢者医療分と合わせ、このページの下から2つ目の枠にございます業務勘定の予算総額は7億621万4,000円。前年度比4.5%の増でございます。

その下、②の特定健診等の支払勘定及び、恐れ入ります、ページをおめくりいただきまして、12－10の上段、議決事項17、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計並びに議決事項18、柔道整復施術料等支払代行業務特別会計につきましては、制度ごとに見込み、内訳は記載のとおりでございます。

続きまして、議決事項19、介護保険事業関係業務特別会計でございます。

業務勘定です。歳入の審査支払手数料等は約12億6,600万円を見込み、都支出金の約7,500万円は、苦情処理業務に係る経費に対する補助金で、今年度と同額を見込んでございます。

都支出金の1つ上、ケアプランデータ連携システムライセンス料については、介護事業所間で書面にて交わされている居宅介護サービス計画書等について、電子データによる連携を可能とするケアプランデータ連携システムが、本年4月より本格運用を予定しており

ます。当該システムの稼働に伴い、介護事業所からのライセンス料徴収等業務を連合会が受託するため、当該業務に係る予算を計上してございます。

そのほか、一般会計や積立資産からの繰入金をそれぞれ見込み、歳出の各種経費の財源として対応してまいります。

介護保険業務勘定の予算総額は、合計欄19億9,784万9,000円。前年度比11.27%の増でございます。

恐れ入ります。12—11をお願いいたします。続きまして、介護保険支払勘定です。上から3つ目の枠に、事業所等へ給付費を支払う支払勘定の予算総額として1兆60億8,272万2,000円。前年度比2.29%の増でございます。

次に、議決事項20、障害者総合支援法関係業務等特別会計でございます。業務勘定の歳入では、主に給付費等審査支払手数料のほか、一般会計や積立資産からの繰入れ及び繰越金などを見込んでおります。

歳出では、総務費のほか、記載の各種経費を計上して、合計ですが、3億9,850万4,000円。前年度比8.57%の増でございます。

次の支払勘定は、このページの一番下の枠の予算総額3,056億3,741万8,000円。前年度比6.09%の増でございます。

恐れ入ります。次のページ、12—12をお願いいたします。議決事項21、措置費支払代行業務特別会計でございます。措置費支払代行業務特別会計は、国で定めた特別会計ではないことから、減価償却等の積立資産を設置することができないため、システム機器更改の財源を、毎年度の決算剰余金を本会計で繰越処理して対応いたします。

業務勘定の歳入では、主に措置費支払代行手数料のほか、一般会計繰入金や繰越金を見込み、歳出の各種経費に対応してまいります。合計欄の予算総額は4,684万3,000円。前年度比3.93%の増でございます。

続きまして、措置費支払勘定では、予算総額129億7,043万2,000円を見込んでございます。

次に、議決事項22、退職金特別会計でございます。先ほどの積立金を処分して対応する事項で御説明申し上げました、本年4月から本会職員の定年退職年齢の延長等を予定しており、年齢延長後の退職手当金や積立金を計上してございます。

なお、定年退職年齢の延長等に係る本会の規程の改正につきましては、この後の議決事項24から議決事項29で御説明申し上げます。

歳入の上から2段目、一般会計繰入金等約1億9,000万円は、今後、継続的に生じる定年退職者等の退職手当金に備えるもので、一般会計及び各特別会計から繰り入れるものでございます。

その下、退職給付引当資産繰入金3億5,600万円は、令和5年度の退職手当金財源として退職給付引当資産から繰り入れるもので、歳出の退職手当金と同額であり、退職者22人分を見込んでおります。記載ございませんが、大綱予算からは約2億7,000万円の減となります。

歳出の積立金約1億9,900万円は、歳入1段目の財産収入、いわゆる積立資産の利息分と、その下の一般会計繰入金等の合算額を計上してございます。合計欄の予算総額は5億5,478万円でございます。

次に、議決事項23、一時借入金限度額でございます。借入金限度額は3,500億円。これは東日本大震災を踏まえ、円滑な支払業務を遂行するための借入金限度額でございます。借入先はみずほ銀行として、必要最短期間の借入れでございます。

恐れ入りますが、ここでお手元に配布してございます資料6を御覧願います。表題は、令和5年度本会収支予算書でございます。

表紙をおめくりいただきますと、ただいま御説明申し上げました一般会計と9個の特別会計を横軸に載せ、単式簿記の会計処理情報を国の通知に基づく科目に当てはめたものになります。後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、同じく机上に配布してございます資料7を御覧願います。A4縦判、一枚物の資料でございます。表題は令和5年度予算(案)一般会計及び各特別会計業務勘定合計として、事務経費を取り扱っている各会計予算を主な項目ごとに集計したものでございます。

下から2段目、合計欄では予算総額289億円。また表の右側欄外に※印をつけております各システム機器更改経費及び給付費的要素などを除く予算規模を一番下の再掲欄に記載してございます。208億2,000万円の予算となります。参考として御覧いただきたいと存じます。

大変恐れ入ります。議案書2-2へお戻りいただきまして、21ページをお願いいたします。こちらには、議決事項6、会員負担金及び各種手数料等につきまして、29ページにかけて、先ほどの予算説明の中でも触れた部分を含め載せてございます。また、これらの内容を一覧表にしたものを、本日資料8として配布してございますので、こちらも併せて御

覧いただければと存じます。

以上で令和5年度事業計画及び予算関係19議案の説明を終わります。

○理事長 御苦労さまです。事務局の説明が終わりました。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項5から23までを原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項の24、職員服務規程の一部改正についてから、議決事項の29、旅費規程の一部改正についてまでの6議題は、定年延長に伴う規程改正でありますので、一括して議題に供したいと存じます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 恐れ入ります。議案書2-1の37ページをお願い申し上げます。

議決事項24から議決事項29につきましては、定年退職年齢の延長に伴います本会の規程改正についてでございます。議案書37ページから105ページまでに掲載してございますが、その内容を取りまとめたものを資料9として机上にお配りしております。表題は、定年退職年齢の延長に伴う諸規程の一部改正の概要で、4枚物の資料でございます。こちらの資料の説明をもちまして議案の説明といたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

まず、本題に入ります前に、現在、本会の定年退職となる年齢は60歳となっております。このたび、地方公務員法改正があり、65歳に延長され、特別区ではこれに伴い、給与、退職手当の支給等についても改正されます。本会におきましても、特別区の制度に準拠し、定年退職規程及びこれに関係する諸規程を改正いたしたいというものでございます。そのため、提案の趣旨は共通して本会職員の定年退職年齢の延長等に伴い、必要な整備を行うため、規程の一部を改正するものでございます。

それでは、はじめに議決事項24、本会職員服務規程の一部を改正する規程についてです。

主な改正内容でございます。(1)本則中の文言修正でございます。定年引上げによる定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、再任用短時間勤務職員に係る服務について、定年前再任用短時間勤務職員に移行するための文言修正を行うものでございます。

(2)です。第11条の2は、管理監督職勤務上限年齢による降任でございます。定年延長に伴い、管理監督職勤務上限年齢に達した職員は他の職へ降任する、いわゆる役職定年となることを規定いたします。

施行日です。令和5年4月1日から施行いたします。

次に、議決事項25、本会職員給与規程の一部を改正する規程についてです。

主な改正内容でございます。(1)本則中の文言修正でございます。定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、「再任用短時間勤務職員」及び「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に文言修正いたします。

(2)です。第3条は職の格付の変更です。これまで本会では、課長補佐職4級の職の格付は管理職としていましたが、非管理職に変更いたします。記載のとおり、管理職である課長、担当課長、副参事は5級、非管理職である課長補佐、係長、担当係長、主査は4級または3級に改定いたします。

(3)です。制定附則第4項及び第5項は、7割措置額でございます。60歳に達した日の後における最初の4月1日に当たる特定日以後は、職員の給料月額を7割とすることを規定いたします。

(4)です。制定附則第6項及び第7項は、役職定年調整額でございます。特定日以後、管理監督職が受けていた給料月額の7割水準の額を給料として支給するため、役職定年による降任に伴う差額分を算出し、支給するよう規定いたします。

施行日です。令和5年4月1日から施行いたします。

2ページをお願いいたします。次に、議決事項26、本会旅費規程の一部を改正する規程についてです。

主な改正内容でございます。別表第1の区分の変更でございます。出張旅費に係る宿泊費等については、管理職と非管理職では区分が異なっており、非管理職への課長補佐の職の格付変更に伴い、宿泊等についても非管理職の区分に変更するよう改定いたします。

施行日です。令和5年4月1日から施行いたします。

次に、議決事項27、本会職員退職手当支給規程の一部を改正する規程についてです。

主な改正内容でございます。(1)第7条の3は、定年前早期退職者割増の適用開始年齢に係る対象期間の変更でございます。定年前早期退職者に係る退職手当割増の適用開始年齢が、現行と同じく50歳からとなるよう対象期間を15年とすることを規定いたします。

(2)です。第10条の2は、他の職へ降任された職員に係る調整額でございます。役職定

年制により、他の職への降任をされた職員の退職手当の調整額が降任された日の前日に退職したものとして計算した調整額に満たない場合は、降任前の退職手当の調整額となるよう規定いたします。

(3)です。制定付則第9条は、定年引上げに伴う経過措置でございます。60歳に達した日以後に自己都合により定年より前に退職した者の退職手当の基本額は、定年退職した場合と同じ支給率を適用することを規定します。

また、定年前の早期退職者割増制度については、現行の取扱いに加え、業務上傷病・死亡退職、通勤災害退職等の場合、60歳に達する年度から定年に達する年度の初日前までの割増率を一律2%とすることを規定いたします。

施行日です。令和5年4月1日から施行いたします。

3ページをお願いいたします。次に、議決事項28、本会定年退職規程の一部を改正する規程についてです。

主な改正内容でございます。(1)第2条は、定年年齢の変更でございます。定年退職となる年齢を65歳に引き上げることを規定いたします。

(2)です。第3条第1項及び第2項は、定年による退職の特例、勤務延長でございます。職員が定年退職となる場合において、業務の運営に著しく支障が生じるなどの事由により、1年を超えない範囲で期限を定め、引き続き勤務させることができること。また、3年を限度とし期限を延長することができることを規定いたします。

(3)です。第4条は、管理監督職、勤務上限年齢でございます。管理監督職勤務上限年齢、いわゆる役職定年年齢は60歳とすることを規定いたします。

(4)です。第6条は、管理監督職勤務上限年齢性による任用制限の特例でございます。まずは勤務延長型特例任用です。役職定年により降任するべき職員について、高度な知識、技能または経験が必要であり、降任による欠員を容易に補充することができず、業務の運営に著しい支障が生じるなどの事由がある場合、最大3年間、1年を超えない範囲で異動期間を延長し、留任させることができることを規定いたします。

次に、異動可能型特例任用です。職員の降任により、当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずる場合、最長で定年退職日まで1年を超えない期間内で異動期間を延長し、留任、転任させることができることを規定いたします。

(5)です。第11条は、定年前再任用短時間勤務職員の採用でございます。60歳に達した

日以後に退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることを規定いたします。

(6)です。制定附則第4項は、定年に関する経過措置でございます。令和5年4月1日から記載のとおり、定年年齢を段階的に引き上げることを規定いたします。

(7)です。制定附則第5項は、情報の提供及び勤務の意思の確認でございます。職員が59歳となる年度において、60歳以後に適用される必要な情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めるものとするを規定いたします。

(8)です。附則第2条で、本会職員の再任用に関する規程を廃止いたします。

4ページをお願いいたします。(9)です。附則第4条及び第5条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置でございます。暫定再任用することができることを規定いたします。施行日です。令和5年4月1日から施行いたします。

次に、議決事項29、本会嘱託員規程の一部を改正する規程についてです。

主な改正内容でございます。(1)第9条第3項は、定年年齢の変更でございます。医学的知識を必要とする者を除く常勤嘱託員の定年退職となる年齢を65歳に引き上げることを規定いたします。

(2)です。制定附則第6項は、定年に関する経過措置でございます。令和5年4月1日から記載のとおり、定年年齢を段階的に引き上げることを規定いたします。

(3)です。制定附則第7項及び第8項は7割措置額でございます。特定日以後は、医学的知識を必要とする者を除く常勤嘱託員の報酬月額を7割とすることを規定いたします。

施行日です。令和5年4月1日から施行いたします。

以上で議決事項24から議決事項29の説明を終わります。

○理事長 御苦勞さまで。事務局の説明が終わりました。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項24から29までを原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項の30、個人情報の保護に関する規則の一部改正について及び議決事項31、特定個人情報等取扱規程の一部改正についての2議題は、個人情報保護法改正に伴う規程

改正でありますので、一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります。議案書 2—1 の107ページをお願い申し上げます。議決事項30、本会個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について及び議案書113ページ、議決事項31、本会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程についてでございますが、その内容を取りまとめた資料10、本会個人情報の保護に関する規則等の一部改正について（概要）、により御説明いたします。

趣旨です。個人情報に対する意識の高まり等への対応の観点から、個人情報保護法が改正され、民間部門に係る改正については、令和4年4月1日から施行されたことに対応するため、本会関連規則等の一部を改正します。

内容です。今回の法改正の主旨である個人の権利の在り方、事業者の守るべき責務の在り方に関する措置についての規定及び法改正に伴い、引用する条番号を修正するため、本会の関連規則等の一部を改正いたします。

議決事項30では、本会個人情報の保護に関する規則を一部改正し、次の5点について対応いたします。

1点目、不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨、明確化されたため、その旨を新たに規定いたします。

2点目、漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されたため、その旨を規定いたします。

3点目、個人情報取扱事業者は、電磁的記録の提供による方法を含め、開示申出者が請求した方法で開示すべきことが定められたため、その旨を規定いたします。

4点目、本人の権利、または正当な利益が害されるおそれがある場合にも、利用停止、消去の請求権が認められたため、その旨を規定いたします。

5点目、開示に伴う費用負担に関して文言整理いたします。

議決事項31では、本会特定個人情報等取扱規程を一部改正し、個人情報保護法の引用する条番号について、法改正後の条番号に修正いたします。

恐れ入ります。議案書 2—1 にお戻りいただきまして、109ページをお願いします。議決事項30の改正規則です。第7条の2を追加し、不適正な利用の禁止について規定いたします。

次に、第8条の2を追加し、漏えい等の報告等について規定いたします。

次に、第14条第2項及び第3項を改定し、開示申出者が請求した方法により開示する旨の規定及び開示方法の記載について文言整理いたします。

110ページをお願いいたします。第4項を追加し、個人情報の適正な管理に支障が生じる可能性がある場合には、開示方法に関して、本会と開示申出者が協議できる旨を規定いたします。

次に、第21条を改定し、権利、または正当な利益が害されるおそれがある場合にも、情報の利用停止、または消去の申出ができる旨、規定いたします。

最後に、第24条を改定し、開示する際の費用負担に関して文言整理いたします。

附則でございます。第1項は施行期日です。この規則は、理事会の議決を得た日から施行いたします。第2項は、理事長への委任規定でございます。

111ページから112ページには新旧対照を載せてございます。お読み取り願います。

次に、115ページをお願い申し上げます。議決事項31の改正規定です。

今回の個人情報保護法の改正が民間部門に関しては令和4年度施行、公的部門に関しては令和5年度施行となっており、それぞれの施行で条番号が変わります。そのため、令和4年度施行に係る改正を第1条改正、令和5年度施行に係る改正を第2条改正としております。改正規定の第1条では、規定の第1条中の第59条を第127条に改めます。第2条では、第1条改正後の規定の第1条中の第127条を第130条に改めます。

附則でございます。第1項は施行期日です。この規定は、理事会の議決を得た日から施行いたします。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行いたします。

第2項は、理事長への委任規定でございます。

115ページから116ページには新旧対照を載せてございます。お読み取り願います。

以上で議決事項30及び議決31の説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議決事項30及び31を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項の32、専務理事及び常勤監事の報酬、手当及び費用弁償についての一部

改正についてを議題にいたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります。議案書2―1の117ページをお願い申し上げます。議決事項32、本会専務理事及び常勤監事の報酬、手当及び費用弁償についての一部改正についてでございます。

提案の趣旨です。本会常勤役員の報酬等は、東京都政策連携団体の役員報酬基準に準拠しており、今般、当該基準が改定されたことに伴い、本会常勤役員の報酬についても改定を行うため、定めの一部を改正するものでございます。

おめくりいただきまして、119ページの後段、新旧対照を御覧願います。専務理事、常勤監事の報酬額を下段の現行から上段の額に改正するものでございます。

中段の附則でございます。第1項の施行期日は理事会の議決を得た日からとし、令和4年4月1日から適用いたします。

第2項は報酬等の内払い、第3項は理事長への委任規定でございます。

以上でございます。

○理事長 事務局の説明は終わりました。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項32を原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項の33、監事の選任についてを議題にいたします。事務局から説明いたします。

○事務局 恐れ入ります。議案書2―1の121ページをお願い申し上げます。議決事項33、監事の選任についてでございます。

提案の趣旨です。本会監事でごございました東京都薬剤師国民健康保険組合理事長・高橋秀徳氏におかれましては、令和5年2月4日をもって、東京都薬剤師国民健康保険組合理事長を退任されたことに伴い、本会監事を辞任され、欠員が生じております。このため、国民健康保険組合を代表する監事1名につきまして、本会規約第21条の2の規定に基づき、総会にて選任を求めるものでございます。

123ページをお願い申し上げます。後任の監事候補者につきましては、本会規約に定める選挙区でございます国民健康保険組合から、東京都薬剤師国民健康保険組合理事長・伊賀光政氏の御推薦を頂戴しております。

なお、新たに御就任される監事の任期につきましては、前任者の残任期間でございます令和5年7月31日まででございます。

以上でございます。

○理事長 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項33を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、御同意が得られましたので、理事会として監事に伊賀光政様を選任することといたします。

次に、議決事項34、参与の推薦についてを議題といたします。事務局から説明いたします。

○事務局 恐れ入ります。議案書2-1の125ページをお願い申し上げます。議決事項34、参与の推薦についてでございます。

提案の趣旨です。このたび、水村現参与が本年3月末で御勇退されますので、本会規約第32条の規定に基づき、後任者について理事会の御推薦をいただきたいというものでございます。被推薦者である齋藤賢司氏の略歴については、127ページのとおりでございます。これまでの豊富な知識や経験を生かし、職務を担っていただくため、提案申し上げる次第であります。

就任日は令和5年4月1日、職務内容は出納検査、決算審査及び事務事業の在り方について御助言をいただきます。

なお、任期、報酬等については理事長が別に定めます。

以上でございます。

○理事長 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項34を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、御同意が得られましたので、理事会として参与に齋藤賢司様を推薦させていただきたいと思っております。

次に、議決事項の35、通常総会の招集についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります、議案書2—1の129ページをお願い申し上げます。議決事項35、通常総会の招集についてでございます。

第149回通常総会を令和5年2月28日火曜日午前10時から、こちらの会場、本会10階A会議室におきまして開催したいというものでございます。

以上でございます。

○理事長 通常総会につきまして、原案どおり開催することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおりといたします。

閉 会（～午後3時22分）

○理事長 以上で本日の議題は全て終了いたしました。皆様方には、長時間にわたりまして慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもって理事会を閉会といたします。どうも御苦勞さまでした。